

# 第 2 2 期 第 3 1 回 松浦海区漁業調整委員会

日時 令和6年3月28日（水）15時30分～  
場所 唐津市水産会館 多目的ホール  
（唐津市海岸通り 7182-217）

## 次 第

### 1 開 会

### 2 議 題

- |  |          |
|--|----------|
| (1) 令和6年（2024年）度もじゃこまき網漁業の許可方針（案）について（諮問）            | P2 ～ P4  |
| (2) ぶり（もじゃこ）特別採捕許可方針（案）について（協議）                      | P5 ～ P7  |
| (3) 特定水産資源（くろまぐろ）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について（報告） | P8 ～ P11 |
| (4) その他  |          |

水産第 5051 号  
令和 6 年（2024 年）3 月 21 日

松浦海区漁業調整委員会  
会長 川 崎 和 正 様

佐賀県知事 山 口 祥



令和 6 年（2024 年）度 もじゃこまき網漁業の許可方針（案）  
について（諮問）

このことについて、別案のとおり許可方針を定めたいので、佐賀県漁業調整規則第 15 条第 2 項、第 11 条第 3 項及び同条 5 項の規定により、貴会の意見を求めます。

担当：水産課漁業調整担当 川崎  
電話：0952-25-7145

# 令和6年(2024年)度もじゃこまき網漁業許可方針

## 第1 制限措置

### (1) 漁業種類

もじゃこまき網漁業

### (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数

10隻

### (3) 船舶の総トン数

制限なし

### (4) 推進機関の馬力数

制限なし

### (5) 操業区域

佐賀県玄海海域

### (6) 漁業時期

令和6年5月20日から令和6年6月11日まで

### (7) 漁業を営む者の資格

- ①第1種区画漁業権(魚類小割式養殖業)の行使者のうち、ぶり養殖業を営む者
- ②佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者
- ③佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
- ④佐賀県漁業調整規則(令和2年佐賀県規則第63号)第10条第1項各号のいずれにも該当しない者
- ⑤適切な資源管理を実践できる者
- ⑥漁業の生産力の向上に努めようとする者

## 第2 許可の有効期間

令和6年5月20日から令和6年10月31日まで

## 第3 申請すべき期間

令和6年4月5日から令和6年4月26日まで

## 第4 許可の基準

第1(7)に定める資格を有し、第1(1)に定める漁業を営もうとする者。ただし、第1(2)に定める隻数を超える場合は、次に掲げる優先順位とする。また、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。

なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 第1種区画漁業権（魚類小割式養殖業）の行使者のうち、現在「ぶり養殖業」を営んでいる者
- (2) 第1種区画漁業権（魚類小割式養殖業）の行使者のうち、新たに「ぶり養殖業」を営もうとする者

第5 条件

- 1 共同漁業権漁場内で操業してはならない。

水産第 5059 号  
令和 6 年（2024 年）3 月 21 日

松浦海区漁業調整委員会  
会長 川 嵯 和 正 様

佐賀県知事 山 口 祥 彦 様



ぶり（もじゃこ）特別採捕許可方針（案）について（協議）

佐賀県漁業調整規則第 37 条第 1 項の規定により、15 センチメートル以下のぶり（もじゃこ）について採捕を禁止しています。

このため、15 センチメートル以下のぶり（もじゃこ）を採捕する場合は、同規則 47 条第 1 項により特別採捕の許可をうける必要があります。

については、別紙のぶり（もじゃこ）特別採捕許可方針（案）により許可したいので協議します。

担当：水産課漁業調整担当 川崎  
電話：0952-25-7145

## ぶり（もじゃこ）特別採捕許可方針

令和 6年（2024年） 度における、ぶり（もじゃこ）の特別採捕の許可については、次の方針により処理する。

### 1 適用除外の事項

佐賀県漁業調整規則第37条第1項

### 2 使用漁具及び漁法

まき網、すくい網（まき網を使用する場合は、もじゃこまき網漁業に係る知事の許可を受けなければならない。）

### 3 採捕区域

佐賀県玄海海域

### 4 採捕期間

令和 6年（2024年） 5月20日から令和 6年（2024年） 6月11日まで

### 5 許可の有効期間

令和 6年（2024年） 5月20日から令和 6年（2024年） 10月31日まで

### 6 許可隻数

10隻

## 7 条件

- (1) 共同漁業権漁場で操業してはならない。
- (2) もじゃこの総採捕尾数は、各年度定めた採捕数量計画尾数を按分した尾数以内とする。
- (3) 採捕したもじゃこは、10月31日まで販売してはならない。
- (4) 採捕する網目の目合は、1.2センチメートル以上（26節以内）とする。
- (5) 操業中は別に定める標旗を掲げなければならない。
- (6) 漁期終了後は、速やかに採捕尾数実績報告書を提出しなければならない。

### 標旗

地 色： 桃色

文字色： 白色

6年（2024年）度許可番号 第 号
も じ ゃ こ
佐賀県

## 8 許可の対象

- (1) 第1種区画漁業権（魚類小割式養殖業）の行使者のうち、ぶり養殖業を営む者
- (2) 佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者
- (3) 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者

水産第4861号

令和6年(2024年)3月8日

松浦海区漁業調整委員会  
会長 川崎 和正 様

佐賀県知事 山口

くろまぐろに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量  
の変更(案)について(諮問)

このことについて、漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定により、知事管理漁獲可能量を別紙(案)のとおり変更したいので、同条第2項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

(担当:農林水産部 水産課 漁業調整担当 寺田・萩原)



(別紙)

くろまぐろに関する令和5管理年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

第1 くろまぐろ（小型魚）

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量

8.2トン

- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県くろまぐろ（小型魚）定置漁業	1.0トン
佐賀県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業	7.0トン

第2 くろまぐろ（大型魚）

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量

7.9トン

- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県くろまぐろ（大型魚）定置漁業	4.0トン
佐賀県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業	3.9トン

松漁調委第55号  
令和6年3月8日

佐賀県知事 山口 祥義 様

松浦海区漁業調整委員会  
会 長 川 崎 和

くろまぐろに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量  
の変更(案)について(答申)

令和6年3月8日付け水産第4861号で諮問のあったこのことについては、  
原案に異議はありません。

(佐賀県海区漁業調整委員会事務局)

5 水管第 3315 号  
令和 6 年 3 月 7 日

佐賀県知事 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

くろまぐろに関する令和 5 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

くろまぐろに関する令和 5 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 6 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を変更したので、同項において準用する同条第 4 項の規定に基づき、通知します。

記

(表) くろまぐろに関する令和 5 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

特定水産資源	変更した都道府県別漁獲可能量 (佐賀県分)	
	(変更前)	(変更後)
くろまぐろ (小型魚)	7.5 トン	8.2 トン
くろまぐろ (大型魚)	6.5 トン	7.9 トン